

西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件

西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員を次のように委嘱する。

令和2年5月19日提出

西宮市教育委員会
教育長 重 松 司 郎

1 委嘱委員

学識経験者	向田 茂
保護者代表	悦永 佐織
関係行政機関職員	白井 秀和
関係行政機関職員	油井 光伸
関係行政機関職員	霜澤 喜代子
関係行政機関職員	牛谷 隆久
関係行政機関職員	高磯 浩
関係行政機関職員	丸田 功生
関係行政機関職員	山田 法恵
関係行政機関職員	竹井 大司
関係行政機関職員	鈴木 徹
関係行政機関職員	野澤 美穂
関係行政機関職員	永島 雅実
関係行政機関職員	中下 直樹
関係行政機関職員	辻 真由美

2 委嘱年月日

令和2年5月21日

3 委嘱期間

令和2年5月21日から令和2年8月31日まで

(参考1)

○提案理由

西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会設置に伴う委員委嘱

(参考2)

○西宮市附属機関条例(抜粋)

(委員)

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

(西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会の特例)

第42条 第2条第3項の規定にかかわらず、西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会(以下この条において「委員会」という。)の委員に委嘱され、又は任命された者の任期は、当該委員の委嘱又は任命の日から当該日の属する年の8月31日までとする。

2 委員会における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。